

# 札幌学院大学法学会規程（抄）

（名称および事務所）

**第一条** 本会は、札幌学院大学法学会と称し、事務所を札幌学院大学法学部内に置く。

（目的）

**第二条** 本会は、法学その他関連諸科学に関する研究の発展とその発表、普及、および会員相互の親睦を図り、併せて会員の研究を促進することを目的とする。

（事業）

**第三条** 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (一) 学術雑誌『札幌学院法学』の発行
- (二) 研究会・講演会の開催
- (三) その他、本会の目的を達成するために必要と認めた事項

（組織および学生の地位）

**第四条** 本会は、次の会員をもつて組織する。

- (一) 通常会員（法学部専任教員および総会の承認を得た本学教職員、名誉教授）
- (二) 贊助会員（本学卒業生およびその他、本会の趣旨に賛同・支援し、会費を納入した者。ただし、総会の承認を必要とする。）

- (三) 学生会員（本学法学部学生）

（総会）

**第五条** 総会は、通常会員をもつて構成する。二、総会は、本会の運営に関する重要な事項および年度の予算・決算を審議承認する。

三、総会は、会長がこれを招集する。また、通常会員の三分の一以上の開催要請があるときは、臨時総会を招集しなければならない。

## 会員名簿

### 会長

**第六条** 本会に次の役員を置く。  
（役員）

- (一) 会長 一名
- (二) 幹事 若干名
- (三) 総務幹事 一名

**第七条** 会長は、会を代表し、会務を総括主（会長）

**第八条** 幹事の中から総務幹事を互選する。（総務幹事および幹事）

幹事の中から総務幹事を互選する。総務幹事は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その事務を代行する。  
二、幹事は、学術雑誌『札幌学院法学』を発行し、その他第三条に定められた事業を行ふ。  
三、幹事には、編集・庶務・会計担当を置く。ただし、庶務・会計は本学職員の中から委嘱された者に分担させることがある。

### 幹事 総務幹事 名譽教授

宇見莊 小吉	渡松洞千田竹鈴清嶋篠神岡伊野	西
田澤子 杉川	辺本澤葉處谷木水田川谷田藤	尾
一俊邦 伸日出	利祥秀寛博み敬敏佳敏章久雅美	敬
明明雄 次男	治志雄樹之き夫行広彦生子康	義